

令和8年度 松原・下釜ダム電気通信設備保守業務

特記仕様書

令和8年1月

独立行政法人水資源機構  
筑後川上流総合管理所

## 第1章 総則

### 第1節 適用

1. この特記仕様書は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が別に定める「電気通信設備保守業務共通仕様書（令和4年4月）」（以下「共通仕様書」という。）に優先して、「令和8年度 松原・下笠ダム電気通信設備保守業務」（以下「本業務」という。）に適用する。
2. 図面及び現場説明書に対する質問回答書は、共通仕様書に優先して適用する。

### 第2節 業務場所

大分県日田市大山町西大山 8492-2 松原ダム管理支所外 49 箇所  
（別表－1 のとおり）

### 第3節 業務の内容

本業務は、松原ダム及び下笠ダム管理支所の各施設に設置した電気通信設備の障害を未然に防止し、設備の正常な機能維持を図るための点検及び修理を実施する業務である。

### 第4節 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### 第5節 業務数量

本業務の業務数量は、別添「業務数量総括表」のとおりとする。

### 第6節 見積参考資料等

設計図書配布時に提示する見積参考資料は、入札参加者の適切かつ迅速な見積に資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。

### 第7節 管理技術者

本業務の管理技術者は、本業務の入札公告及び入札説明書に定められた条件を満足する者を配置するものとする。なお、やむを得ず管理技術者を変更する場合は、本業務の入札公告及び入札説明書に定められた条件を満足する者を配置しなければならない。

### 第8節 業務計画書

受注者は、本業務の履行設備のうち以下の(1)から(3)に該当する設備は、事故防止と安全管理・作業の充実を図るための留意事項等について業務計画書に記載するとともに、具体的対策等について実施手順書等へ記載するものとする。

- (1) 施設の運転操作を必要とし、施設運用及び第三者へ影響を与える恐れのある設備
- (2) 関連する他の施設に対して影響を与える恐れのある設備
- (3) 異常値配信等の防止対策が必要な設備

### 第9節 受注者相互の協力

1. 本業務に関連する業務等は、次のとおりである。
  - (1) 令和8年度 松原・下釜ダムエレベータ設備点検業務（仮称）
2. これらの関連業務等は、本業務と密接な関連があるので、受注者は工程等について、当該業務等の受注者と十分協議、調整を行い、協力しなければならない。
3. 本業務の工程及び作業場所等が他の工事又は業務（以下、関連工事等という。）に影響する場合は、関連工事等の受注者と十分協議、調整を行い、協力しなければならない。

### 第10節 製造中止部品等の調査

履行設備のうち監督員が別途指示する装置等について、製造中止部品・代替品・保守部品の在庫状況を製造メーカー又は保守会社に確認し報告するものとする。

### 第11節 現場発生品

1. 現場発生品とは、業務の履行により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。
2. 受注者は、設計図書に定められた現場発生品以外が生じた場合は、監督員と協議することとし、設計変更の対象とする。
3. 本業務の履行により発生した現場発生品については、現場発生品確認簿を監督員に提出し確認を受けた後に搬出するものとし、受注者は発注者に代わり排出事業者として産業廃棄物処理及び清掃に関する法律等の法令及び自治体で定める条例に基づき適正に処理するものとし、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）又は電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督員に提示するものとする。

<現場発生品確認簿の例>

現場発生品確認簿								
								年 月 日：
業務名：〇〇〇〇保守業務								
標記業務について、下記の現場発生品について確認されたく提出します。								
現場発生品名	規格	単位	数量	確認欄				備考
				確認年月日	確認方法	確認数量	確認印	

  

主任 監督職員	監督職員	管理 技術者

## 第 12 節 官公庁等への手続等

受注者は、関係官公庁等に対して交渉を要するとき、又は、交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告するものとする。

1. 高圧気中負荷開閉器（PAS）の点検に伴う電力会社への開閉器操作申込は発注者が行うため、必要な時期等について予め監督員と調整を行うものとする。
2. 道路使用許可（警察署）については、受注者にて申請を行うこと。

## 第 13 節 履行設備の運用停止

本業務の履行にあたって、履行設備の運用を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員と協議し、その指示に従うものとする。

なお、松原ダム及び下笠ダムの全停電時間は 10 分以内とし、平日の昼休み中に行うものとする。ただし、上記の時間内に作業が完了できない場合は予め受注者と協議するものとする。

## 第 14 節 業務履行制限

本業務の業務履行制限は、次に示すとおりとする。

履行設備	点検種別	履行制限
ダム管理用制御処理設備 テレメータ設備、 放流警報設備	12 ヶ月点検	出水期（6 月 11 日）前
自家用電気工作物	12 ヶ月点検	出水期（10 月 10 日）終了後

## 第 15 節 作業車両等

本業務を履行するため、作業車両が必要な場合は、監督員と協議することとし、発注者が必要と認めた場合は、受注者の責に帰する場合を除き設計変更の対象とする。

## 第 16 節 安全等の確保

安全管理については、共通仕様書に定めるほか、次の事項に留意しなければならない。

1. 受注者は、高所（2m 以上）において作業を行う場合には、墜落制止用器具を用いること。墜落制止用器具を取り付ける箇所が確保できない施設にあつては、点検作業等の実施前に親綱などを設置し、墜落制止用器具を使用すること。
2. 受注者は、業務履行に先立ち履行場所又はその周辺の一般通行人等が見易い場所に、業務名、履行期間、発注者名及び受注者名等を記載した標示板を設置し、作業完了後は速やかに標示板を撤去しなければならない。

## 第 17 節 施設の操作

受注者は、業務の履行に伴い、施設運用及び第三者へ影響を与える恐れのある設備の運転・操作を必要とする場合は、事前に監督員の了承を受けるものとする。

## 第 18 節 関連施設等への対策

受注者は、関連する他の施設に対して影響を与える恐れのある場合には、関連する他施設の現況、システム上の信号授受方法等について監督員と協議し、適切な対策を施さなければならない。

## 第 19 節 異常値配信の防止

受注者は、川の防災情報、ホームページ等外部への情報提供における、ダム・堰・湖沼・水受注者路等の諸量データ及び水位・雨量テレメータ等のデータ配信において、点検時における異常値配信を防止するための対策について、実施手順書等に以下の事項を含めて記載し確認を受けるとともに、確実に実施するものとする。

- ・点検開始前に、川の防災情報の「お知らせ」へ当該業務の点検が公表されているか、確認を行うこと。
- ・点検開始前に、統一河川情報が「閉局処理」されているか、事務所担当職員又は監督員に確認を行うこと。
- ・上記確認を行った後、点検作業を実施すること。

## 第 20 節 環境保全

1. 受注者は、本業務の実施にあたり保守区域及びその周辺の環境保全に十分配慮するとともに、本業務に携わる保守者への環境保全義務の周知徹底を図るものとする。
2. 本業務に携わる保守者は、保守区域及びその周辺に生息・生育する動植物をみだりに捕獲・採取してはならない。

## 第 21 節 情報共有システムの活用

1. 本業務は、監督員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象業務である。  
なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」（国土交通省 令和 7 年 3 月）に基づき実施すること。
2. 受注者は、本業務で使用する情報共有システムについては、次の要件を満たすものを選定すること。
  - ・情報共有システム提供者機能要件（業務 Rev. 1.6）（国土交通省）
3. 監督員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者（以下「サービス提供者」という。）との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザー ID 数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督員の確認を得た上で決定する。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
  - (1) 情報共有システムに関する障害を適切に処理、解決できる体制を整える事
  - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに監督員及び受注者に連絡を行い適切な処置を行う事
  - (3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督員若しくは受

注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上、情報共有システムの利用を停止することができる事

## 第 22 節 暴力団関係業者の排除に関する協力

受注者は、業務の履行に際して、暴力団等からのあらゆる不当介入（不当要求又は業務妨害）に対し断固としてこれを拒否し、また、不当介入を受けた場合は、速やかに発注者に報告するとともに警察に通報し、捜査上必要な協力を行わなければならない。また、監督員等とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議するものとする。

## 第 23 節 監督補助員

### 1. 監督補助員

- (1) 本業務の実施にあたり、監督の補助業務を別途、監督補助員（継続雇用従事者等）に付するものとする。

なお、本業務に配置する監督補助員の氏名は、別途監督員が通知するものとする。

- (2) 受注者は、監督補助員が監督員に代わり立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（計画書、報告書、データ等）の提出に際し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 監督補助員は、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有していないものである。ただし、監督員から受注者に対して行う指示又は通知等は、監督補助員を通じて行うことができる。また、受注者が監督員に対して行う報告又は通知等は、監督補助員を通じて行うことができる。

### 2. 受注者からの連絡

受注者からの連絡については、監督補助員を通じて行うことができる。

### 3. 監督員からの連絡

監督員から受注者に対する連絡が監督補助員を通じて行われた場合は、監督員から直接連絡があったものと同等である。

## 第 24 節 立会による確認

受注者は、次に示す履行について、監督員の立会による確認を受けなければならない。ただし、監督員に通知後、監督員が立会に代わる他の方法を指示した場合は、この限りではない。

種 別	細 別	内 容	備 考
12 ヶ月点検	ダム管理用制御処理設備	システム停止を伴う作業	
	自家用電気工作物	全停電作業	

## 第 25 節 保守記録簿のデータベースシステムへの登録

別途提供するデータベースシステムへのデータ登録を次のとおり見込んでいるが、これに増減があった場合は、受注者の責に帰する場合を除き、契約変更の対象とする。

- (1) 登録作業者 点検技術員
- (2) 登録シート数 710 シート

- (3) 作業実施場所 松原ダム管理支所又は下笠ダム管理支所
- (4) 作業時間帯 監督員の勤務時間内

#### 第 26 節 疑 義

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

## 第2章 業務

### 第1節 履行設備

1. 履行設備は、別表－2のとおりとする。
2. 業務場所、履行設備の増減があった場合は、設計変更の対象とする。

### 第2節 業務計画等

1. 実施手順書を作成する対象設備は、別表－3のとおりとする。
2. 作成済みの実施手順書については、別途監督員が配布するため、本業務の履行内容を満足するよう修正を行うものとする。また、新たに実施手順書の作成が必要な設備及び構成等が大幅に変更された設備は新規に作成するものとする。
3. 実施手順書は、点検実施前に提出するものとするが、必要に応じて監督員と協議するものとする。

### 第3節 総合点検及び個別点検

1. 総合点検及び個別点検の点検内容及び点検周期は、別表－2のとおりとする。
2. 総合点検及び個別点検は、「電気通信設備点検基準」（水資源機構ホームページ掲載：[https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/techinfo/ki\\_jyun.html](https://www.water.go.jp/honsya/honsya/keiyaku/techinfo/ki_jyun.html)）及び別表－4に基づき実施するものとする。  
なお、点検基準に示す点検周期が「毎日」の項目及び別表－2に示す除外項目は対象外とする。
3. 受注者は、履行設備の中に低濃度 PCB 廃棄物の可能性のあるコンデンサ等あるいは、配電盤、分電盤等の構成部品であるコンデンサ等があった場合は、速やかに監督員と協議し、その指示に従うものとする。
4. 総合点検及び個別点検の実施にあたっては、原則として点検実施予定日の1カ月前までに予定工程表を提出するものとする。

### 第4節 消耗品等の交換

水質計測装置の個別点検（12ヶ月点検）に合わせ、別表－5に示す消耗品等の交換を行うものとする。

### 第5節 臨時点検

共通仕様書第2章第7条による臨時点検を次のとおり見込んでいるが、業務場所、履行回数、構成人数及び作業時間に変更が生じた場合は、受注者の責に帰する場合を除き、設計変更の対象とする。

- ① 構成人数 点検技術者1名、点検技術員1名の2名1組
- ② 履行場所・時間・回数 次表のとおり

施設名	作業時間 (1回あたり)		時間区分	使用材料	回数
	点検技術者	8時間			
松原ダム管理支所	点検技術者	8時間	A	なし	5回
	点検技術員	8時間			
下笠ダム管理支所	点検技術者	8時間	A	なし	5回
	点検技術員	8時間			

- 注) 1. 技術者単価には割増賃金を含むものとし「休憩時間」は含まない。  
2. 各時間区分の時間帯は次のとおりとする。  
A: 平日 (22:00～翌日 5:00 までの時間帯は除く)  
B: 休日 (22:00～翌日 5:00 までの時間帯は除く)  
C: 平日の深夜の時間帯 (22:00～翌日 5:00)  
D: 休日の深夜の時間帯 (22:00～翌日 5:00)  
※休日とは、行政機関の休日に関する法律による行政機関の休日を指し、保守者が事前に休日を他の日に振替え(いわゆる「休日振替」)できる場合は、平日の時間区分に属する。  
3. 法定労働時間(8時間)を超過して作業を行った場合は、当該作業時間が確認できる書面を監督員に提出することにより設計変更の対象とする。

## 第6節 修理

共通仕様書第2章第10条による修理を次のとおり見込んでいるが、これに増減があった場合及び修理に必要な交換部品等の費用は、受注者の責に帰する場合を除き設計変更の対象とする。

施設名	作業時間 (1回あたり)		使用材料	回数
	点検技術者	8時間		
松原ダム管理支所	点検技術者	8時間	なし	7回
	点検技術員	8時間		
下笠ダム管理支所	点検技術者	8時間	なし	7回
	点検技術員	8時間		

※上記構成による修理1回あたりの費用には、直接経費、技術管理費、諸経費を含む。

## 第7節 カメラ装置交換

1. 次に示す箇所のカメラ装置の交換を実施するものとする。

施設名	施工内容	交換機器 (支給品)	備考
松原ダム管理支所 (流木カメラ)	CCTV設備据付・調整 既設装置撤去	別表-5	
野瀬部警報局	CCTV設備据付・調整 既設装置撤去	別表-5	

2. 支給品、撤去品の引渡し場所  
松原ダム管理支所
3. 機器の据付は、既設カメラ装置撤去後の同一箇所に設置すること。
4. 交換完了後、映像確認及び制御動作確認を行うものとする。

#### 第8節 技術的所見のとりまとめ

共通仕様書第2章第11条の技術的所見を求める設備は、別表-3のとおりとする。

#### 第9節 労務実態調査

本業務は、「通信鉄塔個別点検(試行)の改訂に伴う実態調査」の対象業務である。  
なお、実施要領等は別途監督職員より指示する。

1. 対象設備 下笠ダム管理支所 鉄塔 1基
2. 点検内容 個別点検 別表-4-16

#### 第10節 報告等

1. 総合点検及び個別点検を行った場合は、当日毎に作業状況、点検結果等を報告すること。
2. 共通仕様書第2章第12条第4項(臨時点検)に示す書面の記載内容は、次のとおりとする。
  - ① 施設名
  - ② 設備名
  - ③ 臨時点検依頼内容
  - ④ 作業内容
  - ⑤ 臨時点検実施人数(点検技術者・点検技術員の構成が確認できること)
  - ⑥ 臨時点検開始・終了時間
  - ⑦ 使用した予備品及び代替部品(名称、数量等)
  - ⑧ 概算費用
  - ⑨ 作業写真(作業前・作業中・作業後、交換部品・撤去部品等の記録)
3. 共通仕様書第2章第12条第7項(修理)に示す書面の記載内容は、次のとおりとする。
  - ① 施設名
  - ② 設備名
  - ③ 修理依頼内容
  - ④ 故障状況(原因を含む)
  - ⑤ 対処内容及び対処後の状況
  - ⑥ 使用した部品(名称、数量等)
  - ⑦ 概算修理費
  - ⑧ 作業写真(作業前・作業中・作業後、使用部品・撤去部品等の記録)
4. 第7節のカメラ装置交換後に、施工状況を書面にて提出するものとし、記載内容は、次のとおりとする。
  - ① 施工概要
  - ② 完成図

- ③ 現地試験成績書
- ③ 作業写真（作業前・作業中・作業後、使用部品・撤去部品等の記録）

### 第3章 成果物

#### 第1節 成果物

成果物の提出部数は、電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で施設区分毎に1部とする。

## 業 務 数 量 総 括 表

業 務 名      令和8年度   松原・下釜ダム電気通信設備保守業務

筑後川上流総合管理所

# 業務数量総括表

業務名	令和8年度 松原・下釜ダム電気通信設備保守業務 (当 初)				事業区分	電気通信施設保守	
					業務区分	保守業務	
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要	
保守業務		式		1			
直接費		式		1			
労務費		式		1			
総合・個別点検(3ヶ月点検)		回		2			
総合・個別点検(6ヶ月点検)		回		1			
総合・個別点検(12ヶ月点検)		回		1			
データベースシステム登録		式		1			
材料費		式		1			
業務計画		式		1			
技術的所見取り纏め		式		1			
臨時点検 松原		回		5			

## 業務数量総括表

業務名	令和8年度 松原・下釜ダム電気通信設備保守業務 (当 初)				事業区分	電気通信施設保守	
					業務区分	保守業務	
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
臨時点検 下釜		回		5			
直接経費		式		1			
旅費交通費【臨時点検】		式		1			
旅費交通費 (率を用いた積算) 【3, 6, 12ヶ月点検】		式		1			
安全費		式		1			
技術管理費		式		1			
技術管理費		式		1			
歩掛実態調査費		式		1			
諸経費		式		1			
諸経費		式		1			
修理費		式		1			

# 業務数量総括表

業務名	令和8年度 松原・下釜ダム電気通信設備保守業務 (当 初)				事業区分	電気通信施設保守	
					業務区分	保守業務	
費目・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要	
修理費		式		1			
修理費 松原		式		1			
修理費 下釜		式		1			
作業費		式		1			
カメラ交換 松原	CCTV設備工	式		1			
業務価格		式		1			
消費税相当額		式		1			
業務費計		式		1			

## 業務場所

番号	施設名	住所	備考
1	松原ダム管理支所・松原ダム発電所	大分県日田市大山町西大山8492-2	松原ダム管理支所施設
2	松原館	大分県日田市大山町西大山	〃
3	日田国道維持出張所	大分県日田市若宮町338 日田中継所	〃
4	大山振興局	大分県日田市大山町西大山3545-1	〃
5	天ヶ瀬振興局	大分県日田市天ヶ瀬町桜竹671-2	〃
6	日田警察署	大分県日田市田島2丁目8-1	〃
7	久木野反射板	大分県日田市天ヶ瀬町出口字鎮祭3001	〃
8	尾ノ岳中継所	大分県日田市上津江町上野田字黒石1099-5	〃
9	黒淵中継所	熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字川原ヶ谷	〃
10	星和雨量観測所	熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺字星和4468	〃
11	黄川雨量観測所	熊本県阿蘇郡南小国町大字赤馬場字黄川4691-1	〃
12	中原雨量観測所	熊本県阿蘇郡南小国町大字中原字原地先	〃
13	杖立雨量水位観測所	熊本県阿蘇郡小国町下城字湯鶴4189-2	〃
14	万成雨量観測所	熊本県阿蘇郡小国町大字上田字小原田3492	〃
15	東大山水位観測所	大分県日田市大山町東大山字池ノ釣	〃
16	小五馬水位観測所	大分県日田市大山町東大山舟渡3931-2	〃
17	橋場水位観測所	大分県日田市大山町西大山字橋場	〃
18	田北警報局	大分県日田市大山町西大山8250-3	〃
19	竹ノ首警報局	大分県日田市大山町西大山6877-9	〃
20	柚木警報局	大分県日田市天ヶ瀬町出口字矢片又2249-1	〃
21	鎌手警報局	大分県日田市大山町東大山字早水4472-2	〃
22	下釣	大分県日田市大山町東大山4007-4	〃
23	小五馬	大分県日田市大山町東大山4018-2	〃
24	中鎌手警報局	大分県日田市大山町西大山字川釣5876-3	〃
25	野瀬部警報局	大分県日田市大山町東大山3011-3	〃
26	大山警報局	大分県日田市大山町西大山字岩ノ下4232-8	〃
27	大山振興局前	大分県日田市大山町西大山字中大山	〃
28	中大山警報局	大分県日田市大山町西大山字シマ3548-3	〃
29	山際	大分県日田市大山町東大山	〃
30	中川原警報局	大分県日田市大山町西大山876-2地先	〃
31	千丈警報局	大分県日田市大山町西大山字川ツル354-3	〃
32	伝里	大分県日田市大山町尾釣1876-1	〃
33	尾釣	大分県日田市大山町尾釣	〃
34	中千丈警報局	大分県日田市大山町西大山	〃
35	下千丈警報局	大分県日田市大山町東大山271-4	〃
36	八幡警報局	大分県日田市大字高瀬字瀬良2524-27	〃
37	大部	大分県日田市大部町大字日高2475-10	〃
38	大宮	大分県日田市大宮町1166番地地先	〃
39	小淵橋警報局	大分県日田市三芳小淵町101番地地先	〃
40	蕨野	大分県日田市中津江村蕨野地先	〃
41	下釜ダム管理支所	熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵5827-3	下釜ダム管理支所施設
42	しもうけ館	大分県日田市中津江村栃野地内	〃
43	中津江中継所	大分県日田市中津江村栃野字二枚畑237	〃
44	鯛生雨量観測所	大分県日田市中津江村合瀬字生子川3711-2	〃
45	栃野雨量水位観測所	大分県日田市中津江村栃野字引野ノ上469	〃
46	雉谷雨量観測所	大分県日田市上津江村上野田字本伝1192	〃
47	上野田水位観測所	大分県日田市上津江村川原ユキ谷4538-1	〃
48	川原水位観測所	大分県日田市上津江村川原字上元組3825-5	〃
49	志屋	熊本県阿蘇郡小国町大字黒淵字志屋	〃
50	竹ノ迫反射板	大分県日田市天ヶ瀬町出口字竹ノ迫2562	〃

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
松原ダム管理支所	多重無線通信設備	多重無線装置(総合)	4PSK 6.5GHz帯 192ch 現用構成 釈迦岳向け、下笠向け	2			組			○	総合 2-1	-	
		多重無線装置	4PSK 6.5GHz帯 192ch 現用構成 釈迦岳向 φ3mパラボラレドーム付	1			組			○	個別 1-7	No. 7, 9	
			4PSK 6.5GHz帯 192ch 現用構成 下笠向 φ3mパラボラレドーム付	1			組			○	個別 1-7	No. 7, 9	
		デハイドレータ		1			台			○	個別 1-5	-	
		被監視制御装置	子局	1			台			○	個別 3-1	No. 3	
		直流電源装置	48V通信設備用	1			台			○	個別 12-9	※印の項目(3年毎)	
		鉄塔	鉄塔高:7.4m アングルトラス構造	0			基			○	個別 17-1	-	5年毎点検 今回対象外
	電話応答通報装置	電話応答通報装置	1			台			○	個別 16-2	-		
	超短波無線電話設備	超短波無線電話(FB)	制御器1台含む 空中線:単一(V)	1			台			○	個別 5-1	No. 9	
		超短波無線電話(ML)	車載	2			台			○	個別 5-2	-	
	K-λ	車載移動型		2			台			○	個別 5-6	-	
		携帯移動型		2			台			○	個別 5-7	-	
		遠隔通信装置		1			台			○	個別 5-8	No. 3, 4	
	自動電話交換装置	自動電話交換装置(総合)		1			台			○	総合 11-1	No. 2	
		電子型交換装置		1			台			○	個別 16-1	No. 3, 7(プリンタ), 9	
		警報表示盤		3			台			○	個別 19-6	-	
		局線表示装置		3			台			○	個別 19-6	-	
	河川情報設備	主制御器(総合)		1			台			○	総合 12-1	-	
		主制御器		1			台			○	個別 18-1	No. 1, 3, 5, 9(処理装置接続動作 確認、スキャナ確認)	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
松原ダム管理支所	ダム管理用制御 処理設備	ダム管理用制御処理設備(総合)		1			式			○	総合 16-6	No. 13, 14, 15		
		放流操作装置	FA-PC	1			台		○	○	個別 29-1	No. 4		
		放流判断支援装置	FA-PC	1			台		○	○	個別 29-1	No. 4		
		入出力装置	PLC、主水位PLC、副水位PLC	1			台		○	○	個別 29-11	-		
		中継端子盤		1			台		○	○	個別 29-3	-		
		情報入力・提供装置	PLC、FA-PC	2			台		○	○	個別 29-15	No. 2		
		ファイル装置	FA-PC	1			台			○	個別 24-5	-		
		記録訓練装置	FA-PC (記録用端末装置) FA-PC (訓練用端末装置)	2			台			○	○	個別 29-6	-	
		遠方手動操作卓	PLC (クレストゲート用) PLC (コンジットゲート用)	2			台			○	○	個別 29-4	-	
											○	個別 29-12	No. 1, 3, 4	
		表示制御装置	FA-PC (大型表示制御装置) FA-PC (表示制御装置)	2			台			○	個別 24-3	-		
		大型表示装置(液晶モニタ)		2			台			○	個別 24-2	-		
		データ表示装置(液晶モニタ)		3			台			○	個別 24-2	-		
		G P S 時計装置(NTPサーバ)		1			台			○	個別 24-11	-		
		正貯水位計	水研62型	1			台			○	○	個別 22-2	No. 1~4, 6	
		副貯水位計	水晶式	1			台			○	○	個別 22-3	No. 3	
		機側伝送装置		8			台			○	○	個別 29-13	-	
		警報盤		3			面			○	個別 19-6	-		
	水質計測装置	水質計測装置	ケーブルウィンチ、機側装置含む		1			台	○	○	○	個別 22-3	No. 3, 5 3ヶ月点検はNo. 3, 5, 6, 8	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
松原ダム管理支所	CCTV設備	CCTV装置(総合)	カメラ映像14台(下笠含む)	1			台			○	総合 10-1	No.2 (定点カメラの受信画像)		
		標準型カメラ装置		6			台			○	個別 14-1	-	流木監視カメラ装置1台は交換する	
		CCTV制御装置		1			台			○	個別 14-2	No.4(ビデオレコーダ部、制御部(自動起動処理)), No.5(モニタ(カラーバー信号))		
		操作装置		1			台			○	個別 14-2	No.4(ビデオレコーダ部、制御部(自動起動処理)), No.5(モニタ(カラーバー信号))		
		表示装置 (プラズマディスプレイ)		1			台			○	個別 24-2	-		
		L 3 - SW(映像用)		1			台			○	個別 4-5	No. 1~5, 7, 8, 9		
		IPエンコーダ	IPコーデック	7			台			○	個別 11-2	No. 2, 4		
		IPデコーダ	IPコーデック	7			台			○	個別 11-2	No. 2, 4		
	テレメータ観測設備	テレメータ監視局	空中線: 八木8素子(V)	1			台			○	個別 7-5-1	No. 5		
		テレメータ観測局		1			台			○	個別 7-5-4	No. 2~6, 9~11, 14 (A/D変換器)		
	放流警報設備	放流警報監視局	空中線: 八木8素子(V)	1			台			○	○	個別 7-2-5	No. 10	
		放流警報局		1			台			○	○	個別 7-2-8	No. 2~7, 10~12	
	光ネットワーク関連設備	光線路監視装置		1			台			○	個別 4-3-4	No. 5(線路異常検出後、外部発信装置), 7		
		L 3 - SW(防災本線用)		1			台			○	個別 4-5	-		
水辺放送設備	標準型カメラ装置	上流カメラ	1			台			○	個別 14-1	No. 4(避雷器の確認)			
松原ダム管理支所	電源設備	受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、直流電源設備、無停電電源設備		1			式			○	○	総合 17-1	-	計量、計測項目数 82
	受変電設備	自家用電気設備環境点検		1			式			○	個別 30-1	No. 1		
		環境点検(受変電設備建屋)		1			式			○	個別 41-2	-		

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
松原ダム管理支所	受変電設備	継電器(誘導形)	過電流継電器	4			台			○	個別 30-2	No. 2~6	
		継電器(誘導形)	不足電圧継電器	1			台			○	個別 30-2	No. 1, 2, 4~6	
		継電器(静止形)	地絡継電器	10			台			○	個別 30-3	No. 1~3, 5~9	
		継電器(静止形)	電圧継電器	10			台			○	個別 30-3	No. 1~7, 9	
		図書類・予備品等		1			箇所			○	個別 30-4	No. 1(ソフトウェア媒体)	
	高压設備	閉鎖型配電盤	引込盤、主変圧器盤、:計2面 モールド変圧器:計1台	1			施設			○	個別 30-5	No. 1 (油入遮断器, 油入変圧器)	
		(真空遮断器)	(VCB 7.2kV, 600A, 12.5kA)	(1)			(台)			○	(個別) (32-3)	—	3年毎点検実施
		(避雷器)	(LA 8.4kV, 2.5kA)	(3)			(台)			○	(個別) (32-7)	—	3年毎点検実施
		(母線)		(1)			(台)			○	(個別) (32-12)	—	3年毎点検実施
	低压設備	動力・電灯盤	切替盤、動力変圧器盤、照明変圧器盤、 低压受電盤	4			面			○	個別 33-1	—	
		直流電源装置(MSE形)	制御用、MSE-50-12*9個	1			台			○	個別 33-3	—	
		補助継電器盤		2			面			○	個別 34-2	—	
		コントロールセンタ		8			面			○	個別 34-3	—	
		照明用監視操作卓		1			台			○	個別 34-1	—	
		小水力発電操作卓		1			台			○	個別 34-1	—	
		受変電・発電操作卓		1			台			○	個別 34-1	—	
	低压設備	遠方監視制御装置		1			台			○	個別 34-6	No. 3	
		分電盤		12			面			○	個別 33-4	—	
		ハンドホール		4			カ所			○	個別 33-5	—	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
松原ダム管理支所	無停電電源設備	無停電電源装置	30kVA	1			台			○	個別 13-2	※印の項目(3年毎)		
	負荷設備	照明設備		720			灯			○	個別 35-3	—		
		空調設備		13			組			○	個別 41-3	No. 3		
	予備発電設備	発電発電機(原動機)	ガスタービン電気始動 330PS 燃料小出し槽(990L)含む		2			台		○	○	個別 37-6	—	
		発電発電機(発電機)	3φ3W 440V 250kVA		2			台		○	○	個別 37-7	—	
		発電機盤			2			面			○	個別 37-10	—	
		自動同期盤			1			面			○	個別 37-10	—	
		補機盤			1			面			○	個別 37-10	—	
		制御用直流電源盤			2			面			○	個別 37-8	—	
		始動用直流電源盤			2			面			○	個別 37-8	—	
		煙道			2			台			○	個別 37-9	—	
		地下タンク設備	15,000L		1			個			○	個別 38-1	—	
	水車設備	调速機制御盤		1			面		○	○	個別 34-4	No. 2, 3		
	高圧設備	閉鎖型配電設備	引込・連絡線盤、発電機・変成器・SC盤、 所内Tr盤：計三台 モールド変圧器：一台		1			施設			○	個別 30-5	No. 1 (油入遮断器, 油入変圧器)	区分開閉器～盤内機器 含む
		(真空遮断器)	(VCB 7.2kV, 600A, 12.5kA)		(3)			(台)			○	(個別) (32-3)	—	3年毎点検実施
		(避雷器)	(LA 8.4kV, 5kA)		(3)			(台)			○	(個別) (32-7)	—	3年毎点検実施
		(母線)			(1)			(台)			○	(個別) (32-12)	—	3年毎点検実施
		閉鎖型配電設備	200V変圧器盤(1)、200V変圧器盤(2) : 計二台 モールド変圧器：一台		1			施設			○	個別 30-5	No. 1(引出し機構、避雷器、真 空遮断器、油入遮断器, 油入変 圧器、引込柱)	盤内機器含む

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
松原ダム管理支所	低圧設備	直流電源盤		1			面			○	個別 13-2	No. 4~7, 9		
		インバータ盤		1			面			○	個別 13-2	No. 4~7, 9		
		UPS		1			台			○	個別 13-3	—		
		発電所監視操作盤		1			面			○	個別 34-4	—		
		被遠方監視制御装置		1			面			○	個別 34-6	No. 3, 4		
		水車制御盤		1			面			○	個別 34-4	—		
		ハンドホール		1			カ所			○	個別 33-5	—		
	流量計設備	電磁流量計		1			台		○	○	個別 別表4-1	—		
	負荷設備	排水ポンプ制御盤		1			面			○	個別 34-5	—		
		排水ポンプ		2			台			○	個別 35-4	No.4		
		照明設備		18			灯			○	個別 35-3	—		
	電源設備	受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、直流電源設備、無停電電源設備		1			式		○	○	総合 17-1	No. 3~5	計量、計測項目数 20	
	受変電設備	自家用電気設備環境点検		1			式			○	個別 30-1	No. 1, 2 (機能点検、総合点検)		
		環境点検(受変電設備建屋)		1			式			○	個別 41-2	—		
		継電器(静止形)	地絡過電圧継電器		1			台			○	個別 30-3	No. 1~2, 4~9	
		継電器(静止形)	地絡方向継電器		1			台			○	個別 30-3	No. 1~4, 6~9	
		図書類・予備品等		1			箇所			○	個別 30-4	—		

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
松原ダム管理支所	気象観測設備	データロガー	CP-7100PC	1			台			○	個別	別表4-2	
		風向・風速計	N-363D	1			台			○	個別	別表4-3	
		気温計	TS-301C	1			台			○	個別	別表4-4	
		湿度計	HS-501	1			台			○	個別	別表4-4	
		雨量計	N-102N-H	1			台			○	個別	別表4-5	
		気圧計	PTB100A	1			台			○	個別	別表4-6	
		BCD分配器		1			台			○	個別	別表4-7	
	漏水量計	水晶式水位計	QWP-8-102E	6			台		○	○	個別	別表4-9	
		水圧式水位計	K41ST	1			台		○	○			
		接続箱	QWP-JBI-E-01	7			台		○	○			
		保安器盤	QWP-PD-ADE	4			台		○	○			
		復調器	QWP-DP1A	2			台		○	○			
		復調器	QWP-DP3	2			台		○	○			
	たわみ計	たわみ検出装置	DFX-01DC	3			台	○	○	○	個別	別表4-10	
		たわみ検出器(リハースラムライク)	DR-01C	3			台	○	○	○	個別	別表4-11	
		光送信装置	S-434RC	1			台	○	○	○	個別	別表4-10	
		データ処理装置		1			台	○	○	○	個別	別表4-10	
	地震観測設備	地震観測装置	SM-29	1			台		○	○	個別	別表4-12	
		地震計感震器	LS-14DX	2			台		○	○	個別	別表4-13	
		外部表示機	SZ-34N	2			台			○	個別	別表4-14	
プリンタ		SZ-52	1			台			○	個別	別表4-15		

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
松原館	表示装置	プラズマディスプレイ		1			台			○	個別 24-2	—	
	負荷設備	空調設備		3			組			○	個別 41-3	No. 3	
日田国道維持出張所	超短波無線電話設備	超短波無線電話(FB)	制御器1台含む 空中線：単一(V)	1			台			○	個別 5-1	No. 9	
	テレメータ観測設備	テレメータ中継装置	テレメータ中継局(V-I) 空中線：八木3素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-3	—	
	放流警報設備	放流警報局	放流警報中継局( $\mu$ -V) 空中線：八木3素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-7	—	
大山振興局	模写電送装置	模写電送装置		1			台			○	個別 8-1	No. 2~4	
天ヶ瀬振興局	模写電送装置	模写電送装置		1			台			○	個別 8-1	No. 2~4	
日田警察署	模写電送装置	模写電送装置		1			台			○	個別 8-1	No. 2~4	
久木野反射板	多重無線通信設備	反射板	2m×3m	1			基			○	個別 17-1	No. 1, 2~5, 8	敷地確認のみ
尾ノ岳中継所	テレメータ設備	テレメータ中継装置	テレメータ中継局(V-V) 空中線：八木8素子(V) 八木3素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-2	—	空中線は2基
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局	○	○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
黒淵中継所	テレメータ設備	テレメータ中継装置	テレメータ中継局(V-V) 空中線：八木8素子(V) 八木3素子(V) × 2	1			局		○	○	個別 7-5-2	—	空中線は3基
	放流警報設備	放流警報中継装置	放流警報中継局(V-V) 空中線：八木8素子(V) 八木5素子(V)	2			台		○	○	個別 7-2-6	—	空中線は2基
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	2			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局	○	○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
星和雨量観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 空中線：八木3素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)	
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
黄川雨量観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 空中線：八木3素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)	
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
中原雨量観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 空中線：八木3素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)	
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
杖立雨量水位観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局(雨量・水位) 空中線：八木5素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)	
			テレメータ観測局(水温・濁度)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 2～5, 7, 9～11, 13, 14(A/D変換器)	
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)	
		耐雷トランス	3kVA	1			台		○	○	個別 23-1	No. 2	
		無停電電源装置	10kVA	1			台			○	個別 13-2	—	3年毎点検実施
		水質計測装置	水晶式	1			台		○	○	個別 22-3	No. 3, 5	
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	2			台			○	個別 14-1	—	
万成雨量観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 空中線：八木5素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)	
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
東大山水位観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 空中線：八木5素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)	
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
小五馬水位観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 空中線：八木3素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)		
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)		
		耐雷トランス	3kVA	1			台		○	○	個別 23-1	No. 2		
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)		
橋場水位観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 空中線：八木3素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)		
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)		
		耐雷トランス	3kVA	1			台		○	○	個別 23-1	No. 2		
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)		
田北警報局	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-3	No. 3, 4, 5		
		放流警報局	空中線：八木5素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	-		
		放流警報局(緊急用)	有線局	1			台		○	○	個別 7-2-8	No2~7, 10, 11, 14		
		直流電源装置	テレメータB型用	1			台			○	個別 12-5	No. 4~6, 8		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)		
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	-		
	予備発電設備	原動機			1			台		○	○	個別 37-1	No. 2	
		発電機			1			台			○	個別 37-2	No. 1	
		発電機盤			1			台			○	個別 37-5	-	
		始動用直流電源			1			台			○	個別 37-3	-	
予備発電設備	消音装置			1			台			○	個別 37-4	-		

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
竹ノ首警報局	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-4	No. 3		
		放流警報局	空中線：八木3素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	No. 14		
		放流警報局(緊急用)	有線局	1			台		○	○	個別 7-2-8	No2~7, 10, 11, 14		
		直流電源装置	テレメータB型用	1			台			○	個別 12-5	No. 4~6, 8		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)		
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—		
	予備発電設備	原動機			1			台		○	○	個別 37-1	No. 2	
		発電機			1			台			○	個別 37-2	No. 1	
		発電機盤			1			台			○	個別 37-5	—	
		始動用直流電源			1			台			○	個別 37-3	—	
消音装置				1			台			○	個別 37-4	—		
柚木警報局	放流警報設備	放流警報局	空中線：八木3素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	—		
		放流警報局(緊急用)	有線局	1			台		○	○	個別 7-2-8	No2~7, 10, 11, 14		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)		
		耐雷トランス	15KVA	1			台		○	○	個別 23-1	—		
			3KVA	1			台		○	○	個別 23-1	—		
		局舎			1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
鎌手警報局	放流警報設備	放流警報局	空中線：八木3素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	—		
		無線LAN装置	25GHz帯 小五馬向け	1			台			○	個別 24-4	No. 1		

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
鎌手警報局	放流警報設備	直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)		
		耐雷トランス	3KVA	1			台		○	○	個別 23-1	-		
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No.2(電気火気、トイレ) No.3(排水溝等)		
下釣	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-3	No.3,4,5		
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	-		
	予備発電設備	原動機			1			台		○	○	個別 37-1	No.2	
		発電機			1			台			○	個別 37-2	No.1	
		発電機盤			1			台			○	個別 37-5	-	
		始動用直流電源			1			台			○	個別 37-3	-	
消音装置			1			台			○	個別 37-4	-			
小五馬	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-4	No.3		
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	-		
中鎌手警報局	放流警報設備	放流警報局	空中線:八木5素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	-		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)		
		耐雷トランス	15KVA	1			台		○	○	個別 23-1	-		
			3KVA	1			台		○	○	個別 23-1	-		
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No.2(電気火気、トイレ) No.3(排水溝等)		
野瀬部警報局	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-3	No.3,4,5		
		放流警報局	空中線:八木5素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	-		
		放流警報局(緊急用)	有線局	1			台		○	○	個別 7-2-8	No2~7,10,11,14		

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考		
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目			
野瀬部警報局	放流警報設備	直流電源装置	テレメータB型用	1			台			○	個別 12-5	No. 4~6, 8			
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)			
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	0			台			○	個別 14-1	—	カメラ装置1台は交換する		
	予備発電設備	原動機			1			台		○	○	個別 37-1	No. 2		
		発電機			1			台			○	個別 37-2	No. 1		
		発電機盤			1			台			○	個別 37-5	—		
		始動用直流電源			1			台			○	個別 37-3	—		
	消音装置			1			台			○	個別 37-4	—			
大山警報局	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 1面	1			台			○	個別 18-4	No. 3			
		放流警報局	空中線:八木5素子(V)	1			台			○	○	個別 7-2-8	No. 14		
		放流警報局(緊急用)	有線局	1			台			○	○	個別 7-2-8	No.2~7, 10, 11, 14		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台				○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)		
		高速回線避雷器		1			台			○	○	個別 23-1	—		
		耐雷トランス	3KVA	1			台				○	○	個別 23-1	—	
		局舎			1			局			○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台				○	個別 14-1	—		
大山警報局	予備発電設備	原動機			1			台		○	○	個別 37-1	No. 2		
		発電機			1			台			○	個別 37-2	No. 1		
		発電機盤			1			台			○	個別 37-5	—		
		始動用直流電源			1			台			○	個別 37-3	—		
		消音装置			1			台				○	個別 37-4	—	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
大山振興局前	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-4	No. 3	
中大山警報局	放流警報設備	放流警報局	空中線：八木3素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	No. 14	
		放流警報局(緊急用)	有線局	1			台		○	○	個別 7-2-8	No2~7, 10, 11, 14	
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)	
		耐雷トランス	15KVA	1			台		○	○	個別 23-1	-	
			3KVA	1			台		○	○	個別 23-1	-	
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
山際	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-4	No. 3	
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	-	
	予備発電設備	原動機		1			台		○	○	個別 37-1	No. 2	
		発電機		1			台			○	個別 37-2	No. 1	
	予備発電設備	発電機盤		1			台			○	個別 37-5	-	
		始動用直流電源		1			台			○	個別 37-3	-	
		消音装置		1			台			○	個別 37-4	-	
中川原警報局	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-4	No. 3	
		放流警報局	空中線：八木3素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	No. 14	
		放流警報局(緊急用)	有線局	1			台		○	○	個別 7-2-8	No2~7, 10, 11, 14	
		無線LAN装置	25GHz帯 伝里向け	1			台			○	個別 24-4	No. 1	
		直流電源装置	テレメータB型用	1			台			○	個別 12-5	No. 4~6, 8	
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
中川原警報局	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—		
	予備発電設備	原動機		1			台		○	○	個別 37-1	No. 2		
		発電機		1			台			○	個別 37-2	No. 1		
		発電機盤		1			台			○	個別 37-5	—		
		始動用直流電源		1			台			○	個別 37-3	—		
		消音装置		1			台			○	個別 37-4	—		
千丈警報局	放流警報設備	放流警報局	空中線：八木3素子（V）	1			台		○	○	個別 7-2-8	No. 14		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目（3年毎）		
		耐雷トランス	15KVA	1			台		○	○	個別 23-1	—		
			3KVA	1			台		○	○	個別 23-1	—		
	局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)			
伝里	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 1面	1			台			○	個別 18-3	No. 3, 4, 5		
		放流警報局		1			台		○	○	個別 7-2-8	No. 1~7, 10~12		
	放流警報設備	無線LAN装置	25GHz帯 中川原向け	1			台			○	個別 24-4	No. 1		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目（3年毎）		
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—		
	予備発電設備	原動機			1			台		○	○	個別 37-1	No. 2	
		発電機			1			台			○	個別 37-2	No. 1	
		発電機盤			1			台			○	個別 37-5	—	
		始動用直流電源			1			台			○	個別 37-3	—	
	予備発電設備	消音装置			1			台			○	個別 37-4	—	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
尾鈞	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 1面	1			台			○	個別 18-3	No. 3, 4, 5		
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—		
	予備発電設備	原動機			1			台		○	○	個別 37-1	No. 2	
		発電機			1			台			○	個別 37-2	No. 1	
		発電機盤			1			台			○	個別 37-5	—	
		始動用直流電源			1			台			○	個別 37-3	—	
消音装置			1			台			○	個別 37-4	—			
中千丈警報局	放流警報設備	放流警報局	空中線：八木5素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	—		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)		
下千丈警報局	放流警報設備	放流警報局	空中線：八木5素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	—		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)		
		耐雷トランス	3KVA、15KVA	2			台		○	○	個別 23-1	—		
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)		
八幡警報局	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-4	No. 3		
		放流警報局	空中線：八木5素子(V)	1			台		○	○	個別 7-2-8	No. 14		
		放流警報局(緊急用)	有線局	1			台		○	○	個別 7-2-8	No. 2~7, 10, 11, 14		
		直流電源装置	テレメータB型用	1			台			○	個別 12-5	No. 4~6, 8		
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目(3年毎)		
CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—			

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外（点検）項目	
八幡警報局	予備発電設備	原動機		1			台		○	○	個別 37-1	No. 2	
		発電機		1			台			○	個別 37-2	No. 1	
		発電機盤		1			台			○	個別 37-5	—	
		始動用直流電源		1			台			○	個別 37-3	—	
		消音装置		1			台			○	個別 37-4	—	
大部	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 1面	1			台			○	個別 18-4	No. 3	
	予備発電設備	原動機		1			台		○	○	個別 37-1	No. 2	
		発電機		1			台			○	個別 37-2	No. 1	
		発電機盤		1			台			○	個別 37-5	—	
		始動用直流電源		1			台			○	個別 37-3	—	
		消音装置		1			台			○	個別 37-4	—	
大宮	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-4	No. 3, 4	
		放流警報局		1			台		○	○	個別 7-2-8	No. 1~7, 10~12	
		無線LAN装置	25GHz帯 小淵橋向け	1			台			○	個別 24-4	No. 1	
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目（3年毎）	
小淵橋警報局	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 円筒形	1			台			○	個別 18-2	No. 3	
		放流警報局	空中線：八木3素子（V）	1			台		○	○	個別 7-2-8	—	
		放流警報局（緊急用）	有線局	1			台		○	○	個別 7-2-8	No.2~7, 10, 11, 14	
		無線LAN装置	25GHz帯 大宮向け	1			台			○	個別 24-4	No. 1	
		直流電源装置	テレメータB型用	1			台			○	個別 12-5	No. 4~6, 8	
		直流電源装置	テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目（3年毎）	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
小湊橋警報局	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—	
	予備発電設備	原動機		1			台		○	○	個別 37-1	No. 2	
		発電機		1			台			○	個別 37-2	No. 1	
		発電機盤		1			台			○	個別 37-5	—	
		始動用直流電源		1			台			○	個別 37-3	—	
		消音装置		1			台			○	個別 37-4	—	
蕨野	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
下笠ダム管理支所	多重無線通信設備	多重無線装置(総合)	4PSK 6.5GHz帯 192ch 現用構成 松原向け	1			組			○	総合 2-1	—	
		多重無線装置	4PSK 6.5GHz帯 192ch 現用構成 松原向け φ3mパラボラ	1			組			○	個別 1-7	No. 7, 9	
		デハイドレータ		1			台			○	個別 1-5	—	
		被監視制御装置	子局	1			台			○	個別 3-1	No. 3	
		直流電源装置	48V通信設備用	1			台			○	個別 12-9	※印の項目(3年毎)	
		鉄塔	鉄塔高:6m アングルトラス構造	1			基			○	個別 別表4-16	—	5年毎点検 今回対象
	超短波無線電話設備	超短波無線電話(ML)	車載 制御器1個含む	1			台			○	個別 5-2	—	
	デジタル陸上移動通信システムK-λ	移動局無線装置(車載型)		2			台			○	個別 5-6	—	
		移動局無線装置(携帯型)		1			台			○	個別 5-7	—	
		遠隔通信装置		1			台			○	個別 5-8	No. 3, 4	
	電話交換設備	自動電話交換装置(総合)		1			台			○	総合 11-1	—	
		電子型交換装置		1			台			○	個別 16-1	No. 3, 7(プリンタ), 9	
		警報表示盤		1			台			○	個別 19-6	—	
		局線表示装置		3			台			○	個別 19-6	No. 2	
	ダム管理用制御処理設備	ダム管理用制御処理設備	ゲート種別:2種 非常用、常用	1			式			○	総合 16-6	No. 13, 14, 15	
		放流操作装置	FA-PC	1			台		○	○	個別 29-1	No. 4	
		放流判断支援装置	FA-PC	1			台		○	○	個別 29-1	No. 4	
		入出力装置	PLC、主水位PLC、副水位PLC	1			台		○	○	個別 29-11	—	
		中継端子盤		1			台		○	○	個別 29-3	—	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
下笠ダム管理支所	ダム管理用制御 処理設備	情報入力・提供装置	PLC、FA-PC	1			台		○	○	個別 29-15	No. 2	
		ファイル装置	FA-PC	1			台			○	個別 24-5	—	
		記録訓練装置	FA-PC (記録用端末装置、訓練用端末装置)	2			台		○	○	個別 29-6	—	
		遠方手動操作卓	PLC (クレストゲート、コンジットゲート用)	1			台		○	○	個別 29-4	—	
		表示制御装置	FA-PC (大型表示制御装置、表示制御装置)	2			台			○	個別 29-12	No. 1, 3, 4	
		表示制御装置	FA-PC (大型表示制御装置、表示制御装置)	2			台			○	個別 24-3	—	
		大型表示装置(液晶モニタ)		1			台			○	個別 24-2	—	
		データ表示装置(液晶モニタ)		3			台			○	個別 24-2	—	
		G P S 時計装置(NTPサーバ)		1			台			○	個別 24-11	—	
		正貯水位計	水研62型	1			台		○	○	個別 22-2	No. 1~4, 6	
		副貯水位計	水晶式	1			台		○	○	個別 22-3	No. 3	
		正貯水位計 記録計		1			台		○	○	個別 29-7	No. 1	6ヶ月点検時に12ヶ月点検項目も実施。機器本体の点検含む
		機側伝送装置		5			台		○	○	個別 29-13	—	
		警報盤		3			面			○	個別 19-6	—	
		C C T V 設備	標準型カメラ装置			4			台			○	個別 14-1
表示装置 (プラズマディスプレイ)				2			台			○	個別 24-2	—	
L 3 - S W (映像用)				1			台			○	個別 4-5	No. 1~5, 7, 8, 9	
テレメータ観測設備	テレメータ観測局	有線		1			台			○	個別 7-5-4	No. 2~6, 9~11, 14 (A/D変換器)	
放流警報設備	放流警報局	有線		1			台		○	個別 7-2-8	No. 2~7, 10~12		
光ネットワーク 関連設備	L 3 - S W (防災本線用)			1			台			○	個別 4-5	No. 7, 8, 9	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外（点検）項目		
下笠ダム管理支所	電源設備	受変電設備、発動発電機、監視制御盤類、直流電源設備、無停電電源設備		1			式		○	○	総合 17-1	—	計量、計測項目数 78	
	受変電設備	自家用電気設備環境点検		1			式			○	個別 30-1	No. 1		
		環境点検（受変電設備建屋）		1			式			○	個別 41-2	—		
		継電器（誘導形）	過電流継電器		2			台			○	個別 30-2	No. 2～6	
		継電器（誘導形）	不足電圧継電器		2			台			○	個別 30-2	No. 1, 2, 4～6	
		継電器（静止形）	地絡継電器		1			台			○	個別 30-3	No. 1～3, 5～9	
		継電器（静止形）	地絡方向継電器		1			台			○	個別 30-3	No. 1～4, 6～9	
		継電器（静止形）	電圧継電器		9			台			○	個別 30-3	No. 1～7, 9	
		図書類・予備品等			1			箇所			○	個別 30-4	—	
	高压設備	閉鎖型配電盤	高压受電盤、主変圧器盤、曝気用変圧器盤：計3面 モールド変圧器：計3台		1			施設			○	個別 30-5	No. 1(引出し機構, 油入遮断器, 油入変圧器)	以下の括弧書高压機器は精密点検該当機器のみ記載するものとする。区分開閉器～盤内機器を含む。
		(真空遮断器)	(VCB 7.2kV, 600A, 12.5kA)		(1)			(台)			○	(個別) (32-3)	—	3年毎点検実施
		(避雷器)	(LA 8.4kV, 2.5kA)		(3)			(台)			○	(個別) (32-7)	—	3年毎点検実施
		(母線)			(1)			(台)			○	(個別) (32-12)	—	3年毎点検実施
	低压設備	動力・電灯盤	切換盤、照明変圧器盤、動力変圧器盤		3			面			○	個別 33-1	—	
		直流電源装置（MSE形）	制御用、MSE-50-12*9個		1			台			○	個別 33-3	—	
		監視操作卓			1			台			○	個別 34-1	—	
		曝気用分岐盤			1			面			○	個別 33-4	—	
		曝気用単相変圧器盤			1			面			○	個別 33-4	—	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
下笠ダム管理支所	低圧設備	補助継電器盤		2			面			○	個別 34-2	—	
		コントロールセンタ	(1), (2)	9			面			○	個別 34-3	—	
		排水ポンプ操作盤	C1～C9	1			面			○	個別 34-4	—	
		分電盤		11			面			○	個別 33-4	—	
		ハンドホール		16			カ所			○	個別 33-5	—	
	無停電電源設備	無停電電源装置	30kVA	1			台			○	個別 13-2	※印の項目(3年毎)	
	負荷設備	照明設備		332			灯			○	個別 35-3	—	
		空調設備		14			組			○	個別 41-3	No. 3	
	予備発電設備	発動発電機(原動機)	ガスタービン電気始動 260PS 燃料小出し槽(990L)含む	2			台		○	○	個別 37-6	—	
		発動発電機(発電機)	3φ3W 440V 200kVA	2			台		○	○	個別 37-7	—	
		発電機盤		2			面			○	個別 37-10	—	
		自動同期盤		1			面			○	個別 37-10	—	
		補機盤		1			面			○	個別 37-10	—	
		制御用直流電源		1			面			○	個別 37-8	—	
		始動用直流電源		2			面			○	個別 37-8	—	
		煙道		2			台			○	個別 37-9	—	
		地下タンク設備	13,000L	1			個			○	個別 38-1	—	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
下笠ダム管理支所	気象観測設備	データロガー	CP-7000	1			台			○	個別	別表4-2	
		風向・風速計	WS-1BN6L	1			台			○	個別	別表4-3	
		気温計	N-65B	1			台			○	個別	別表4-4	
		湿度計	HS-501	1			台			○	個別	別表4-4	
		雨量計	RS-102N-H	1			台			○	個別	別表4-5	
		気圧計	PTB210	1			台			○	個別	別表4-6	
		BCD分配器		1			台			○	個別	別表4-7	
		D/A変換器		1			台			○	個別	別表4-7	
		G P S 時計	N-G15H	1			台			○	個別	別表4-8	
	漏水量計	水晶式水位計	QWP-8-102E	3			台		○	○	個別	別表4-9	
		接続箱	QWP-JBI-E-01	3			台		○	○			
		保安器盤	QWP-PD-ADE	2			台		○	○			
		復調器	QWP-841	2			台		○	○			
	たわみ計	たわみ検出装置	DFX-01DC	12			台	○	○	○	個別	別表4-10	
たわみ検出器 (ノーマルフラムライ)		DN-01C	6			台	○	○	○	個別	別表4-11		
たわみ検出器 (リパースフラムライ)		DR-01C	6			台	○	○	○	個別	別表4-11		
光送信装置		S-43、S-45	3			台	○	○	○	個別	別表4-10		
データ処理装置			1			台			○	個別	別表4-8		
地震観測設備	地震観測装置	SM-27	1			台		○	○	個別	別表4-12		
	地震計感震器	LS-13DY	2			台		○	○	個別	別表4-13		
	外部表示機	SZ-34N	3			台			○	個別	別表4-14		

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目	
しもうけ館	表示装置	プラズマディスプレイ		1			台			○	個別 24-2	—	
	負荷設備	照明設備		29			灯			○	個別 35-3	—	
		空調設備		2			組			○	個別 41-3	No. 3	
中津江中継所	テレメータ観測設備	テレメータ中継装置	テレメータ中継局 (V-V) 八木8素子 (V)、八木3素子 (V)	1			局		○	○	個別 7-5-2	—	空中線は2基
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局	○	○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
鯛生雨量観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 八木3素子 (V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)	
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	
栃野雨量水位観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 八木3素子 (V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)	
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
			テレメータKR型用	1			台			○	個別 12-4	※印の項目 (3年毎)	
		耐雷トランス	3 KVA	1			台		○	○	個別 23-1	No. 2	
	局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)		
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—	
雉谷雨量観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 八木3素子 (V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)	
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)	
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)	

## 履行設備

施設	設備	構成機器及び装置	規格等	数量			単位	点検周期			点検内容		備考	
				当初	変更	増減		3	6	12	適用	除外(点検)項目		
上野田水位観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 八木3素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)		
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)		
		耐雷トランス	3 KVA	1			台		○	○	個別 23-1	No. 2		
		局舎		2			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)		
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—		
川原水位観測所	テレメータ観測設備	テレメータ観測装置	テレメータ観測局 八木3素子(V)	1			局		○	○	個別 7-5-4	No. 9, 14(A/D変換器)		
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2 (液面確認, 比重・液温確認)		
		耐雷トランス	3 KVA	1			台		○	○	個別 23-1	No. 2		
		局舎		1			局		○	○	個別 41-1	No. 2(電気火気、トイレ) No. 3(排水溝等)		
	CCTV設備	CCTV装置	標準型カメラ装置	1			台			○	個別 14-1	—		
志屋	放流警報設備	放流警報表示板	放流警報表示板 2面	2			台			○	個別 18-3	No. 3, 4		
		直流電源装置	太陽電池テレメータ用	1			台			○	個別 12-6	No. 2(液面確認, 比重・液温確認), 6		
	予備発電設備	原動機			1			台		○	○	個別 37-1	No. 1(空気始動), 2, 3(空気始動)	
		発電機			1			台			○	個別 37-2	No. 1	
		発電機盤			1			台			○	個別 37-5	—	
		始動用直流電源			1			台			○	個別 37-3	—	
		消音装置			1			台			○	個別 37-4	—	
竹ノ迫反射板	多重無線通信設備	反射板	3m×3m	1			基			○	個別 17-1	No. 1, 2~5, 8	敷地確認のみ	

## 1. 総合点検実施手順書作成対象設備一覧表

設備名	数量	備考
多重無線通信設備	2 設備	既存資料提示可能 松原ダム管理支所、下笠ダム管理支所
自動電話交換装置	2 設備	既存資料提示可能 松原ダム管理支所、下笠ダム管理支所
ダム管理用制御処理設備	2 設備	既存資料提示可能 松原ダム管理支所、下笠ダム管理支所
CCTV設備	1 設備	既存資料提示可能
自家用電気工作物	2 設備	既存資料提示可能 松原ダム管理支所、下笠ダム管理支所

## 2. 技術的所見の取りまとめ設備一覧表

設備名	数量	備考
多重無線通信設備	2 設備	※
超短波無線電話設備	2 設備	
デジタル陸上移動通信システム	2 設備	
電話交換設備	2 設備	
ダム管理用制御処理設備	2 設備	
CCTV設備	2 設備	※
テレメータ観測設備	2 設備	※
放流警報設備	2 設備	※
光ネットワーク関連設備	2 設備	
高圧設備	2 設備	
低圧設備	2 設備	
無停電電源設備	2 設備	
予備発電設備	15 設備	
気象観測設備	3 設備	
漏水量計	3 設備	
地震観測設備	2 設備	

※ 対向施設及び子局施設等を含む。

## 個 - 1 電磁流量計

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	電源部確認	各部の電源電圧を測定する					○	
2	外部出力確認	模擬入力により流量の測定及び外部出力を確認する ・模擬流量により表示値、出力信号を確認する					○	
3	検出部の確認	励磁コイル等の抵抗測定					○	
4	据付状況確認	据付状態、緩み等が無いことを確認する					○	
5	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する					○	
6	機器本体の清掃	機器内外面の清掃					○	
7	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○	

個 - 2 気象観測設備  
たわみ計データロガー  
データ処理装置

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	再起動の動作確認	停電復旧後、手動にてシステムが再起動することを確認する。					○	
2	入出力コンソール部の動作確認	キーボードの動作確認及び表示を確認する。					○	必要とする装置のみ。
		ディスプレイ部の輝度、画面位置サイズなどの確認をする。					○	
3	動作確認	表示メニューに従い、各表示画面が全て正しく表示されることを確認する。					○	
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。					○	
5	機器本体の清掃等	機器内外面の清掃をする。					○	
		エアフィルタを取り外し目づまりの点検及び清掃をする。					○	必要とする装置のみ。
		筐体ファンの確認及び清掃をする。 冷却ファンの動作確認及び清掃をする。					○	
		機器据付け状態を確認する。					○	

## 個 - 3 気象観測設備

風向・風速計

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	方位の確認	発信器を各方位に合わせ、出力値、可動部の動作状況の確認をする。 0～360° / 0～1V 他					○	
2	風速の確認	発信器に回転を与え、記録及び出力値の可動部の動作状況を確認する。 0～60m/s / 0～1V 他 10m/s以下0.5m/s以内 10m/s以上5%以内					○	
3	可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。異常がある場合は注油する。					○	
4	モータの確認	異常音または異常に熱くなっていないか確認する。					○	
5	記録値の確認	記録計の入力に規定電圧を印可し、記録値を確認する。 (記録計未設置の場合は表示部等で確認を行う。)					○	
6	据え付け状態の確認	据え付け状態を確認し、緩み等がないことを確認する。					○	
7	接続部の確認	端子及びコネクタの接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。					○	
8	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。					○	
9	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。					○	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○	

## 個別点検表

別表-4

個 - 4 気象観測設備 気温計  
気象観測設備 湿度計

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	通過シェルタファンの確認	異常音または異常に熱くなっていないか確認する。 (自然通風式の場合は通風口の点検を行う。)						○
2	実測値との確認	実測値と記録値を比較し確認する。 (記録計未設置の場合は表示部等で比較確認を行う。)						○
3	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。						○
4	接続部の確認	端子の接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○
5	機器本体の清掃	機器等の内外面を清掃すること。						○
6	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。						○
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○

個 - 5 気象観測設備 雨量計

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	各可動部の確認	目視により可動部の動作状況を確認する。 異常音がある場合は注油する。						○
2	パルス積算の確認	記録計または変換器入力にパルス(接点)を入れ、積算の確認する。 ・100パルス与えて積算ミスがないこと及び同時にパルス出力も確認する。 0.5mm/1Pは50mm 1mm/1Pは100mm						○
3	パルス出力確認	転倒マス転倒させパルス(接点)が正常に出力されるか確認する。 このとき軽く動作すること。						○
4	雨量マスによる精度の確認	雨量マスにより発信器に点滴し記録値を確認する。 (記録計未設置の場合は表示部等で確認を行う。)						○
5	発信器の清浄	発信器内の清浄 口水器(漏斗)にたまった砂や埃を取り除く。						○
6	ヒータの確認	ヒータの導通を確認する。						○
7	絶縁抵抗確認	ヒータ用AC100V端子とアース間の絶縁抵抗を確認する。						○

個 - 6 気象観測設備 気圧計

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	実測値との確認	実測値と記録値を比較し確認する。 (記録計未設置の場合は表示部等で比較確認を行う。)						○
2	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。 (日射計：内部シリカゲル交換及び水平レベル調整含む) (日照計：角度調整含む)						○
3	接続部の確認	端子の接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。						○
4	機器本体の清掃	機器等の内外面を清掃すること。						○
5	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。						○
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。						○

個別点検表

別表-4

個 - 7 気象観測設備 BCD分配器、D/A変換器

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
1	スイッチ機能試験、ランプテスト	電源ONにて電源表示ランプ点灯を確認する。					○	
2	動作確認	装置の機能を確認をする。					○	
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○	
4	機器本体の清掃等	機器外面の清掃をする。					○	

個 - 8 気象観測設備 GPS時計

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
1	GPS空中線外観及びケーブルの確認	GPSアンテナ、ケーブル及び中継器に変形、損傷が無いかを確認する。				○	○	
2	GPSアンテナの設置状況確認	GPSアンテナが全天に対して30度以上開かれていることを確認する。				○	○	
3	GPSアンテナの受信状態の確認	GPS衛星の受信信号により、内部時計の校正が正常に行えることを確認する。				○	○	
4	GPS受信レベルの確認	規格値以上の受信レベルの衛星が2個以上受信できることを確認する。				○	○	

個 - 9 漏水量計 水晶式水位計、接続箱、保安器箱、復調器

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
1	取付状態	センサの設置状態を確認する。				○	○	
2	接続端子部の確認	接続ケーブル、コネクタ及び端子等の接続状態を確認する。				○	○	
3	動作確認	変換器の設定内容を確認する。				○	○	
4	データ出力の確認	出力部等によりデータ出力の確認及び動作を確認する。				○	○	
5	比較試験	現水位と機器の水位の比較を確認する。				○	○	
6	機器本体の清掃等	機器の内外面を清掃する。				○	○	
7	図書類・予備品等の確認	図書・予備品類の整理、数量等を確認する。				○	○	

個 - 10 たわみ計 たわみ検出装置、光送信装置

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
1	スイッチ機能試験、ランプテスト	電源ONにて電源表示ランプ点灯を確認する。			○	○	○	
2	動作確認	装置の機能を確認をする。			○	○	○	
3	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。			○	○	○	
4	機器本体の清掃等	機器外面の清掃をする。			○	○	○	

個 - 11 たわみ計 たわみ検出器（ノーマルプラムライン、リバースプラムライン）

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
1	記録値の確認	実測値と記録値を比較確認する。 ずれている場合は調整する。 (記録計未設置の場合は表示部等で確認を行う。)			○	○	○	
		記録値とA/Dコンバータの表示が合っているか確認する。 ずれている場合は調整する。			○	○	○	
2	フロート及びワイヤの確認	フロートの傷や、ワイヤによれが入っていないか確認する。			○	○	○	
3	機器本体の清掃等	機器の内外面を清掃する。			○	○	○	

個 - 12 地震観測設備 地震観測装置

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	表示器（外部）外観の確認	表示器のケース及び表示部に損傷が無く正常に表示していることを確認する。				○	○	
2	表示器表示内容の確認	データ及びステータスが正しく表示されることを確認する。				○	○	
3	波形記録カード（フラッシュカード又はICカード）の確認	2枚のカードが正常に装着され動作していることを確認する。				○	○	
4	メモリ残量の確認	メモリ残量が50%以上であることを確認する。				○	○	
5	波形記録の確認	波形データが正常なファイルとして記録・転送されることを確認する。				○	○	
6	処理器（本体）の確認	処理器に損傷や変形が無く、表示画面が正常に動作していることを確認する。				○	○	
7	処理器の入出力ケーブル確認	各ケーブルに損傷が無く、確実に接続されていることを確認する。				○	○	
8	フロントパネルによる動作の確認	フロントパネルのインジケータにより動作状況を確認する。				○	○	
9	処理器の避雷器確認	避雷器に損傷や焼け焦げが無いことを確認する。				○	○	
10	処理器の自己診断機能確認	表示器への表示内容から感震器の状態及び他の自己診断機能が正常であることを確認する。				○	○	
11	外部出力部の動作確認	外部出力部が正常に動作していることを確認する。				○	○	
12	電池電源の確認	電池電源電圧が充電していない状態で12V以上あることを確認する。				○	○	
13	機器本体の清掃等	感震器及び処理器の清掃をする。				○	○	
14	図書類・予備品等の確認	図書類が整理・保管されていることを確認する。					○	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○	

個 - 13 地震観測設備 地震計感震器

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	感震器防水容器の確認	損傷や変形が無いことを確認する。				○	○	
2	感震器雷害の確認	誘導雷による損傷や焼け焦げが無いことを確認する。				○	○	
3	感震器水平度の確認	水準器により感震器が水平に保たれていることを確認する。				○	○	
4	感震器出力の確認	感震器の実動作または自己診断機能により、動作が正常であることを確認する。				○	○	
5	感震器設置状況の確認	コンクリート基礎にしっかりと固定されていることを確認する。				○	○	
6	コンクリート基礎の確認	コンクリート基礎に損傷あるいは傾斜が無いことを確認する。				○	○	
7	感震器信号ケーブルの確認	接続ケーブル、コネクタ、端子の接続状態を確認する。				○	○	
8	機器本体の清掃等	感震器及び処理器の清掃をする。				○	○	

個 - 14 地震観測設備 外部表示機

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1 ヶ月	2 ヶ月	3 ヶ月	6 ヶ月	12 ヶ月	
1	電源電圧の確認	電源部入出力電圧を確認する。					○	
2	外部出力の確認	模擬データ入力による動作を確認する。 ・表示部またはPCにより表示値を確認する。 ・外部出力を確認する。					○	
3	据え付け状態の確認	据え付け状態、緩み等がないことを確認する。					○	
4	接続部の確認	端子の接続状況を確認し、緩んでいる部分は締めなおす。					○	
5	機器本体の清掃等	機器等の内外面を清掃する。					○	
6	図書類・予備品等の確認	図書類の整理・保管されていることを確認する。					○	
		予備品類の保管状態・数量等を確認する。					○	

個別点検表

別表-4

個 - 15 地震観測設備 プリンタ

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期					備考
			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	
1	電圧確認等の確認	電源電圧を確認する。					○	
2	機構部の確認	各機構部を点検し、正常であることを確認する。					○	
3	印字動作確認	テスト印字機能またはオンラインで印字し、印字乱れ、ドット欠け等の無いことを確認する。					○	
		印字状態を確認する。					○	
		紙切れ、紙詰まりの検出動作を確認する。					○	
4	接続部の確認	接続ケーブル、コネクタ、端子等の接続状態を確認する。					○	
5	機器本体の清掃等	機器本体等の内外面を清掃する。					○	
		給紙部の清掃をする。					○	
		機器据付状態を確認する。					○	

個 - 16 鉄塔 「通信用鉄塔及び反射板定期点検要領(案)・同解説」による

No.	確認事項の概要	作業の実施範囲、具体的方法	点検周期						使用測定器等	
			1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	6ヶ月	12ヶ月	60ヶ月		
1	本体	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認	形鋼、仕口部、GPL等について腐食、亀裂、変形等の確認を行う。						○	
		継手ボルト等の確認	継手ボルト等について腐食、脱落、緩み等の確認を行う。						○	ハンマー
		仕口溶接部の確認	仕口溶接部等について亀裂等の確認を行う。						○	
2	腹材 (本柱を除く塔体部材)	鋼材(形鋼、仕口部、ガゼットプレート等)の確認	形鋼、仕口部、GPL等について腐食、亀裂、変形等の確認を行う。						○	
		継手ボルト等の確認	継手ボルト等について腐食、脱落、緩み等の確認を行う。						○	ハンマー
		仕口溶接部の確認	仕口溶接部等について亀裂等の確認を行う。						○	
3	柱脚	アンカーボルト・ナット・ベースPLの確認	ベースPL溶接部、アンカーボルトについて腐食、亀裂、脱落、緩み等の確認を行う。※露出している場合、又は舗装等を掘削した際に確認できる場合						○	ハンマー
4	基礎	ベースモルタル・基礎コンクリート・基礎及び周辺地盤の確認	モルタル仕上げ他のひび割れ、傾き等の確認を行う。						○	隙間ゲージ クラックスケール
5	二次部材	梯子・ラック・アンテナ取付リング・踊場・手摺(形鋼、ボルト等)の確認	形鋼、ボルト、手摺等について腐食、亀裂、脱落、緩み等の確認を行う。						○	ハンマー
6	その他	アンテナ取付架台、避雷針支持柱、水平ラダー等の確認	アンテナ取付架台、避雷針支持柱、水平ラダー等について腐食、亀裂、脱落、緩み等の確認を行う。また、導線の切断がないか点検し、接地端子への接続を確認する。						○	ハンマー

## 1. 消耗品一覧表

施設名	品名	仕様・規格等	数量	備考
松原ダム 管理支所	濁度計ワイパーブレード	濁度検出部用	2組	2個/1組
	校正用標準液	濁度検出部用 濁度校正用精製カオリン	2組	1L/1組
	検出部内部液	pH検出部用	1本	
	標準液用試薬	pH検出部用、pH4・pH7	2箱	
	ワイパーブラシ	pH検出部用	1個	
	校正用標準液	電気伝導度検出部用	2組	
	校正用標準液	クロロフィルa検出部用	2組	
	ワイパーブレード	クロロフィルa検出部用	1個	
	ケーブルウィンチ集電オイル	昇降装置用	2本	
	校正用試薬 亜硫酸ナトリウム	DO計用、亜硫酸ナトリウム (500g入)	1本	
	センサーキャップ	DO計用	1個	
	ワイパーブラシ	DO計用	1個	
杖立 雨量水位 観測所	濁度計ワイパーブレード	濁度検出部用	1組	2個/1組
	水密コネクターOリング		1個	
	水密コネクターシリカゲル		1式	
	校正用標準液	濁度校正用精製カオリン	2組	1L/1組

## 2. 支給品一覧表（設備工）

施設名	品名	仕様・規格等	数量	備考
松原ダム 管理支所	小型HD巡回カメラ	小型HD巡回カメラ、国土交通省（建電協）コマンド準拠、環境色、照明なし、取り付け金具含む	1台	
	IPビデオエンコーダー	MPEG-2/H.264対応エンコーダー 同時配信機能（2種以上）	1台	
野瀬部 警報局	小型HD巡回カメラ	小型HD巡回カメラ、国土交通省（建電協）コマンド準拠、標準色、LED照明付き、取り付け金具含む	1台	
	IPビデオエンコーダー	MPEG-2/H.264対応エンコーダー 同時配信機能（2種以上）	1台	